

患者様へのご案内(保険医療機関における書面掲示)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

指定医療機関

- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核予防法指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病指定医療機関
- ・労災保険指定医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関

機能強化加算

「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っております。

- ・他の医療機関の受診状況や処方内容を把握した上で、服薬管理を行います。
- ・必要に応じて、専門の医師や医療機関へのご紹介を行っております。
- ・健康診断の結果を含む、健康管理に関するご相談に対応いたします。
- ・介護・福祉・保健サービスに関するご相談にも応じております。
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。 連絡先:029-843-0859

医療情報取得加算

当院では、医療情報取得加算について以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用できる体制を有しています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療 DX 推進体制整備加算(11 点)

医療 DX の推進に積極的に取り組んでおり、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。具体的には、以下の体制を整えております。

- ・オンライン請求を実施しております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整備しております。
- ・オンライン資格確認システムを活用し、患者様の診療情報等を取得のうえ、診察室等で閲覧・活用できる体制を有しております。
- ・マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することを促進し、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めております。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用など、医療 DX に関する様々な取組を実施しています。

明細書発行体制等加算

医療の透明性の向上および患者様への積極的な情報提供を目的として、領収書発行時に診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しております。※明細書の発行を希望されない場合は、窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方加算

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っております。その一環として、後発医薬品が存在する医薬品については、特定の医薬品名を指定せず、薬剤の成分に基づいた「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方を行うことで、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ他の医薬品を選択しやすくなり、患者様に必要な医薬品を安定的に提供しやすくなります。

夜間・早朝等加算

平日:午後 6 時～7 時, 土曜:午後 3 時～7 時の時間帯に受診された場合は、診療受付時間内であっても、「夜間早朝等加算」が算定されますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

生活習慣病管理料Ⅱ

令和 6 年 6 月 1 日から、脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかをお持ちの方には、血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」の内容に同意のうえ、署名をいただくこととなりました。

ご理解ご協力のほどお願い致します。

患者様の状態に応じ、「28 日以上 of 長期の処方を行うこと」、「リフィル処方せんを発行すること」のいずれの対応も可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

長期収載品の選定療養について

後発医薬品がある長期収載品を、患者さん自身が希望する場合、「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて、後発医薬品との差額分の自己負担金が発生いたします。

在宅療養支援診療所(750 点)

在宅で療養する方を対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。緊急時ならびに必要時には、入院対応が可能な医療機関へ連携できる体制を整えています。

在宅医療情報連携加算(在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料)(100 点)

在宅療養患者様で通院が困難な患者様に対し月 1・2 回以上の計画的・定期的な訪問診療を行います。

在宅医療情報連携加算(在宅がん医療総合診療料)(100 点)

悪性腫瘍の在宅療養患者様で通院が困難な患者様に対し計画的・総合的な医療を提供いたします。

外来感染対策向上加算(6 点)・連携強化加算(3 点)・発熱患者等対応加算(20 点)

当院では、患者さんやご家族、院内の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。また、当院が依頼において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんを受け入れます。

〈当院での院内防止対策〉

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業者全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年に2回実施します。
- ・感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と空間的・時間的分離による対応を行う体制を有しています。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

がん性疼痛緩和指導管理料(200 点)

当院では、がんの治療を受けていらっしゃる患者さんのさまざまな辛い症状に対応する緩和ケア診療を行っております。

- ・からだのつらい症状(痛み、息苦しさ、身の置き所のない倦怠感、吐き気、しびれ、下痢、便秘など)
- ・こころのつらい症状(不安、不眠、気分の落ち込み、いらだちなど)

がん治療連携指導料(300 点)

外来患者様に対しがん治療連携計画策定料算定病院が策定した治療計画に基づく診療を提供いたします。

遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理)(150 点)

情報通信機能を備えた機器を用いて患者の状況を遠隔でモニタリングし、必要に応じて指導、管理を行います。